

第 9 章

悪臭

第9章 悪臭

●法令の背景

悪臭問題は、高度経済成長期における都市化と工業化の進展に伴い、住民の日常生活に身近な公害として全国的に取り上げられるようになった。そのため、工場・事業場から発生する悪臭について必要な規制を行い、国民の健康の保護に資することを目的として、1971年に「悪臭防止法」が制定された。1994年までは、悪臭の原因になる物質（特定悪臭物質）の濃度を規制する方法である物質濃度規制のみが悪臭の強さの規制として定められていたが、悪臭苦情の形態の多様化に対応するため、1995年に物質や臭いの種類に関係なく、人が感じる臭いの強さを数値化する臭気指数規制が導入された。

●一宮市の悪臭規制の状況

特定悪臭物質の濃度基準が中心だったが、複数の物質が混合する「複合臭」や、規定外のにおい物質による苦情の増加を受け、愛知県では2006年度から臭気指数規制を導入し、その動きを受け、一宮市でも2013年から同制度を導入している。

一宮市の状況

一宮市では、悪臭関係工場等への定期的な立入調査及び臭気測定を実施している。

この章では、以下の2項目に分類して記述する。

I 悪臭関係工場等届出状況(表9)

II 立入状況

1 届出の状況

県条例では、特に強い悪臭が発生すると考えられる業種の事業者に対し、生産量や原料など、前年度の操業実績を市に届出するよう義務付けている。

前年度の操業実績の届出状況（業種別）は表 9 のとおりである。

表 9 悪臭関係工場等届出状況(2025 年 3 月 31 日現在)

悪臭関係工場	件数	前年度比較増減
計	16	-1
豚房施設(豚房の総面積が 50 m ² 未満を除く。)	1	-1
牛房施設(牛房の総面積が 200 m ² 未満を除く。)	1	0
鶏を 3,000 羽以上飼育するもの	2	0
飼料又は有機質肥料の製造業(乾燥施設を有するものに限る。)	4	0
ゴム製品製造業(加硫施設を有するものに限る。)	1	0
し尿処理場	1	0
ごみ処理場	4	0
終末処理場	2	0

2 立入検査実施状況

2024 年度は 15 事業場において立入検査を実施し、そのうち臭気測定~~はを~~1 事業場で実施した。測定結果は規制基準以内であった。